

# 議会だより

編集：議会だより編集委員会



## 平成21年度各会計決算など 25議案を審議

平成22年第3回朝霞市議会定例会は、8月24日から9月17日までの25日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から25議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案が原案のとおり可決・認定されました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

▽平成21年度朝霞市一般会計  
歳入歳出決算認定について  
歳入が385億3535万7619円、歳出が371億7526万6835円で、この決算を正当なものとして認定するものです。

認定（賛成多数）  
▽平成21年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入が、11億4694万8918円、歳出が107億584

4万8694円で、この決算を正当なものとして認定するものです。

認定（賛成多数）  
▽平成21年度朝霞市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入が6960万8047円、歳出が5715万4664円で、この決算を正当なものとして認定するものです。

認定（全会一致）

▽平成21年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入が16億2191万7569円、歳出が15億9875万2990円で、この決算を正当なものとして認定するものです。

認定（賛成多数）  
▽平成21年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入が39億4607万6246円、歳出が37億9886万8225円で、この決算を正当なものとして認定するものです。

認定（賛成多数）  
▽平成21年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入が8億3759万4727円、歳出が8億375万5144円でこの決算を正当なものとして認定するものです。

認定（全会一致）  
▽平成22年度朝霞市一般会計  
補正予算（第1号）  
補正額は3億9233万6千円の増額で、予算総額は347億1233万6千円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金、猪苗代湖自然の家の利用中止に伴う使用料の減額、県支出金、寄付金、繰越金、諸収入を増額しています。

認定（賛成多数）  
▽平成21年度朝霞市水道事業会計決算認定について  
平成21年度の水道事業会計決算を正当なものとして次のとおり認定するものです。

収益的収入額  
21億641万5916円

収益的支出額  
19億1003万7278円

資本的収入額  
3202万7000円

資本的支出額  
7億5592万3374円

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんするものです。

認定（全会一致）  
▽平成22年度朝霞市一般会計  
補正予算（第1号）  
補正額は3億9233万6千円の増額で、予算総額は347億1233万6千円となりました。



歳出の主なものは、市税還付金、赤ちゃんの駅設置に要する経費、根岸台五丁目土地区画整理事業に対する補助金を増額するほか、中学生海外派遣事業の中止に伴い関連する経費を減額するものです。

原案可決（賛成多数）

▽平成22年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正額は1533万円の減額で、予算総額は10億7792万円となりました。

歳入の主なものは、療養給付費等負担金、繰入金を減額し、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金などを増額しています。

歳出の主なものは、社会保険診療報酬支払基金の支払額確定通知に基づき、総務費、老人保健拠出金を増額し、後期高齢者支援金等、介護納付金を減額するものです。

原案可決（全会一致）

▽平成22年度朝霞市老人保健特別会計補正予算（第1号）

補正額は1245万4千円の増額で、予算総額は1429万5千円となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金の過年度分の清算、

前年度決算額の確定により繰越金を増額しています。

歳出の主なものは、諸支出金の償還金については、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金などの過年度の精算に伴う返還金を増額するものです。

原案可決（全会一致）



▽平成22年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正額は2億778万7千円の増額で、予算総額は45億6812万円となりました。

歳入の主なものは、保険給付費の過年度分の清算に伴い、介護給付費負担金、介護給付費交付金、繰入金、繰越金を増額しています。

歳出の主なものは、基金積立金、諸支出金の償還金、一般会計に返還する繰出金を増額するものです。

原案可決（賛成多数）

▽平成22年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正額は3383万9千円の増額で、予算総額は8億5389万9千円となりました。

歳入の主なものは、前年度決算額の確定により、繰越金を増額しています。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市職員の給与に関する条例及び朝霞市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市立猪苗代湖自然の家所属職員が朝霞市内において勤務することになったことに伴い、所定の要件を満たす職員に対して、単身赴任手当および移転料を支給するため改正するもので、あわせて字句の整理等を行うものです。

原案可決（全会一致）



▽朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

児童扶養手当法の改正に伴い、新たに父子家庭が対象とされたことから、父子家庭の定義を見直すとともに、必要な条文の整備を行うものです。

原案可決（全会一致）

▽市民会館 ▽体育施設 ▽公民館 ▽集会施設 ▽斎場 ▽産業文化センター ▽コミュニティセンター

右記の施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例 これらは朝霞市公共施設使用料の見直しに関する基本方針の策定に伴い、右記の施設の使用料およびその減免または免除の規定等について改正を行うものです（改正内容は施設により異なります）。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市公共施設使用料の見直しに関する基本方針の策定に伴い、施設の利用料金および減免の規定について改正を行うものです。

原案可決（賛成多数）

▽市道路線の廃止について

今回廃止する路線は、現在道路としての機能を有しておらず、市道としての必要性がないため隣接地権者に払い下げを行うものです。

原案可決（賛成多数）

▽市道路線の認定について

今回認定する路線は一般国道254号和光富士見バイパス整備の雨水対策事業として県が進めてきた雨水管理設および舗装工事が完了することから、新河岸川の管理用道路とあわせて認定するものです。

原案可決（全会一致）

▽市道路線の認定について

今回認定する路線は寄付採納された道路を認定するものです。

原案可決（全会一致）

※掲載内容は第3回定例会時点でのものです。制度改正等の具体的な内容については、担当課にお問い合わせください。



\*朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（概要）…第3次行政改革の取り組み項目として使用料の見直しについて検討した結果、利用者の負担の公平性を図ることや使用料、減額・免除制度等の整理を行ったもの。

# 議案審議

## 市債と公債費について

○藤井由美子議員 決算では市債が39億、公債費が28億で、借りたお金を返している形ですが、一方不用額が10億で差引額は13億の黒字となっています。予算を立てる際にある程度余裕をみるのは当然ですが、借金と返済のバランスをどのように考えるのか、また現在の市債と償還の予定を伺います。

○市長 市債の考え方として、公共施設建設費など将来にわたって将来の世代が利用する施設の場合は、できるだけ市債を活用したいとは思いますが、全体のバランスを考えながら返済額よりも多い市債の借り入れというのは控えたいと思います。

○総務部長 一般会計の平成21年度末地方債残高は約335億8千万円です。仮にこのまま借り入れをしなかった場合には、平成46年に完済されるという計画です。しかし現世代で負担し、さらに将来利用される方も併せて負担すべきも

のについては借り入れをしていきたいと考えていますが、それは財政事情等をよく勘案しながら実施していくものと考えています。

## 財政指標について

○篠原逸子議員 平成21年度決算について財政指標の中の経常収支比率から朝霞市の財政状況を見たとき、経常収支比率は75割程度が妥当とされる中、平成21年度において88・9割を示しました。

この数値が上がるほど朝霞市として自由に市民サービスのための施策を考えるとき、弾力的に考えることが厳しくなると言われています。昨年度は87・2割で上昇の傾向にあります。当市の財政状況はどのような状況にあるかお聞きします。

○総務部長 朝霞市の財政指標は、実質収支比率53割、財政力指数1・147、経常収支比率88・9割、実質公債費比率4.1割となっています。これらの指標は、それぞれ異なる性質のもので、一定の視点から自治体の財政状況を判断するための一つの手段であり、一つの指標だけで財政状況のす

べてを判断できるものではありませんが、今後全体のバランスを考え、課題の抽出、改善を行いながら、財政の運営に当たっていききたいと考えています。なお、今後の傾向としては扶助費など削減することができない社会保障関係経費の増加傾向が見込まれ、その他の経常的な経費について一層の節減合理化を図っていききたいと考えています。

## 平成21年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について

○堀内初江議員 決算状況では実質収支額が12億2300万円と、結果黒字決算となっています。一方で予算計上時と比較しますと総額で10億7200万円もの不用額が出ています。市民に果たすべき仕事を何らかの理由で実行できなかった、また、実行しなかったのではないかと思われるます。不用額についての理由を伺います。

○総務部長 不用額は、歳出予算現額と歳出決算額との差額から繰越明許などの翌年度への繰越額を差し引いたもので、一概にその要因を特定す

ることは困難ですが、歳出予算の区分で見た場合に、平成21年度は委託料や負担金、補助および交付金、需用費、扶助費などに多く生じています。理由としては、歳出において不要不急等の無駄な支出の抑制に努めた結果によるものと考えています。とりわけ生活保護費は予算がないから保護できないということはありません、伸び率等を参考にその年度の額を決めている状況です。なるべく民生費、教育費は、予算が不足することがないように配慮しているのも事実です。このように不用額が出るといこともご理解をいただきたいと思います。

## 警備業務委託について

○小山香議員 市民が平日の夜間および休日に戸籍上の届け出をする場合、警備会社との取り決めて警備員が自動的に嘱託公務員になって受理をする。自動的に公務員になることについて、議会は関与せず、また知らないところで毎晩公務員が誕生しているのがある。さらに市は、警備員に平成元年以来20年以上も何らの取り決めも法令上の根拠も

なく埋火葬許可を市長名で行わせてきた。埋火葬許可は刑法上の処罰を免れるためのものであり、たいへんな問題である。以上の点についての見解を問う。

○総務部長 庁舎の警備業務委託は、契約書で定められた仕様に基づき実施しており、主な業務としては、市庁舎および敷地の防火、防犯に関することや各種自動警報装置作動時の措置、関係職員退庁後における文書の受領および電話応対によって生じる関係職員ならびに関係機関への連絡などを行っています。

現在戸籍法に定める届け出の受領および埋火葬許可などの業務は、警備員が、市非常勤嘱託員として契約書にその内容を定めて実施しています。今後、非常勤嘱託員の発令方法などの課題点については、検討の上、早急に改善していきたいと考えています。





## 朝霞市斎場設置及び 管理条例の一部を 改正する条例

○神谷大輔議員 使用料が市内・市外居住者ともに部屋利用の減額となっておりますが、以前にも、やはり長年にわたって住まわれた方々にとって高齢により子どもたちとの同居や、やむをえない事情で転居された中で、やはり思い出の朝霞市、あるいは友人・知人が多いこの地域で葬儀を執行したいと願う声を伝えさせていただきました。今回の改正に当たり、長年に市内へ住まわれた方が、市外へ転居されたことの検討はどうであったのか、お伺いします。

○市民環境部長 今回の条例改正は、朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針で規定された部分の改正のみで、斎場の改正点は、各部屋の使用料改定です。長年、朝霞市に居住していた方が引っ越した場合の優遇措置は、近隣市の公営斎場の状況を調査した結果、新座市営墓園、浦和斎場、入間東部広域斎場とも、本市同様、利用時点での市内居住者か否かで判断をしてい

るとのことですので、ご理解いただきたいと思えます。

## 市道路線の廃止 について

○田辺淳議員 市道2021号線を廃止して隣接地権者に払い下げをするというところで、ここはかつて住民と産廃業者との(処分場をめぐる)紛争がありました。すでにこの道路は産廃業者によってゲートが造られ、占有されている状態ではありませんか？朝霞市に(道路としての機能を有さない)同様の道路はどれくらいあって、なぜ、この路線が選ばれ、いったいいくらで売却するおつもりなのか？お伺いします。

○都市建設部長 市内にある行き止まりの道路ということの数えると約180路線あります。今回は、その路線に面している地権者からの申し出がありましたので払い下げるものです。

払い下げをする金額は、国土交通省監修の土地価格比率表によると、このような土地は周辺の土地に比べ2割の価値しかないと考えられていることから同様の考え方で算定し、

概算ですが、面積が約200平方メートル、単価が平米当たり1万5千円ということだと約300万円と考えています。なお、占有している状況ということですが、現状では市のくいが入っており境界が確定しているので市としては占有しているという認識ではありません。

## 議会の詳細は 会議録で

会議録は、市政情報コーナー(市役所3階)のほか、図書館および各公民館図書室に備え付けてあります(今回の会議録は、12月上旬に配置予定です)。

審議内容を詳しくお知りになりたい方は、市政情報コーナー、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。また、市ホームページからもご覧いただけます。



朝霞市議会会議録

## 請願審議

### 一不採択一

▽一般質問に一問一答式の検討の件  
(請願者)

岩垣 いわがき 清文 きよみ さん

▽議会改革促進委員会の設置と活動強化を求める請願  
(請願者)

岩垣 いわがき 清文 きよみ さん

### 請願・陳情の 提出について

請願・陳情の提出の方法は、議会事務局にお問い合わせいただくか、市ホームページの市議会のコーナーの「皆さんと市議会」の項目に掲載してありますので、そちらを参照ください。

### 寄付行為の 禁止について

議員の寄付行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

次のようなものが寄付禁止の対象になります  
・お中元やお歳暮  
・暑中見舞いや年賀状などの

時候のあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)

・本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典

・まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等

・みんなで守ろう「三ない運動」

①政治家は有権者に寄付を贈らない!

②有権者は政治家に寄付を求めない!

③政治家から有権者への寄付は受け取らない!

市議会を傍聴して  
みませんか



### 次回定例会の 開会日は11月26日(金)

### の予定です

※請願の提出は、11月19日(金)午後5時までにお願いたします